

○内閣府  
文部科学省告示第二号  
厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第二項及び第四項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（平成二十六年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正する。

令和四年十二月二十八日

内閣総理大臣 岸田 文雄  
文部科学大臣 永岡 桂子  
厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第八 管理運営等</p> <p>「一〇五 略」</p> <p>六 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を行くとき</p> <p>は、子どもの乗車及び降車の際に、点呼</p> <p>その他の子どもの所在を確実に把握する</p> <p>ことができる方法により、子どもの所在</p> <p>を確認しなければならない。</p>	<p>第八 管理運営等</p> <p>「一〇五 同上」</p> <p>「加える。」</p>

七 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて六に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

「加える。」

八・九 略

六・七 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 認定こども園において、この告示による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設設備及び運営に関する基準（以下「改正後告示」という。）第八の七に規定する自動車を行く場合であつて、当該自動車に改正後告示第八の七に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えて改正後告示第八の六に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。